

令和 7 (2025) 年度障害福祉サービス事業者等指導監査実施方針

1 目的

障害福祉サービス事業者等の適正な運営の確保と業務実施水準の向上を図ることにより利用者の福祉の向上に資することを目的として実施する。

2 対象

- (1) 障害福祉サービス事業者
- (2) 障害児通所支援事業者

3 実施方式

(1) 運営指導

障害福祉サービス事業者等に対する運営指導については、栃木県指定障害福祉サービス事業者等指導監査実施要領（以下、「県要領」という。）に基づき、原則として、次の基準に基づいて対象の選定を行い、実地を実施する。

なお、実施にあたっては、確認項目の重点化による所要時間の短縮を図り、効率的かつ効果的な指導を行うものとする。

ア 就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、共同生活援助、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業者については、概ね 3 年に 1 度実施する。

イ アを除く指定障害福祉サービス事業者等については、概ね指定の有効期間（6 年間）内に 1 度実施する。

ウ 新たに指定を受けた就労継続支援 A 型事業者については、概ね指定の年度から起算して 6 月以内に実施する。

エ ウを除く新たに指定を受けた障害福祉サービス事業者等については、概ね指定の年度から起算して 3 年以内に実施する。

オ その他、苦情や内部告発が寄せられた事業所（ともに監査は要しないと判断される場合に限る。）を対象に実施する。

また、指導の結果、継続して指導を行う必要があると認められる事業所に対しては、継続して指導を行う。

(2) 監査

運営指導により、次のいずれかに該当する状況を確認した場合は、県要領に定める監査を実施する。

ア サービスの内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき

イ 介護給付費等の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき

ウ 基準条例が定める基準等に照らして重大な違反があったことを疑うに足る理由があるとき

エ 度重なる運営指導によっても指示した事項について改善が見られないとき

オ 正当な理由がなく、運営指導を拒否したとき

4 重点事項

昨年度までの指導監査結果等を踏まえ、次のとおり特に確認すべき事項を定める。

(1) 適切な入所者処遇の確保

ア 虐待防止及び身体的拘束等の適正化に関する取組

イ 個別支援計画等の策定状況

ウ 事故防止、発生時の適切な対応、再発防止のための取組

エ 苦情処理体制の構築及び利用者へ周知

(2) 防災及び防犯対策の確立

ア 非常災害対策計画の策定状況、計画の職員への周知状況、計画の実効性の確保、訓練の

実施状況

イ 水防法及び土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設に該当する場合は、避難確保計画の作成、訓練の実施、市町長への報告（避難確保計画・訓練結果）

ウ 日中及び夜間における施設の管理・防犯体制、緊急時の対応体制の構築

(3) 感染症対策

ア 感染症対策の管理体制の構築、感染予防対策の徹底

イ 感染対策委員会の開催・従業者への周知徹底、対策指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施

(4) 利用者預り金の適正管理

預り金の管理状況、収支時における内部牽制体制、通帳等の保管体制

(5) 利用者負担額

ア 食材料費の適正管理、徴収額した額に残額が生じた場合の精算

イ 光熱水費、日用品費及びその他の日常生活費の適正管理

(6) 介護給付費等の適正化

介護給付費等に係る請求状況

(7) 業務継続計画

ア 業務継続計画の作成（感染症及び非常災害に係るもの）

イ 研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施